

[事案 24-184] 契約内容確認請求

・平成 25 年 2 月 27 日 不受理決定

<事案の概要>

昭和 46 年に保険金額 300 万円の養老保険に加入し、昭和 52 年に保険金額 700 万円に増額手続を行ったので、満期保険金 700 万円の支払いを請求したところ、保険会社からは、「養老保険契約は昭和 52 年に解約され、新たな保険契約が締結されている」との説明を受けたとして、契約内容の確認を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、以下のとおり判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条 第 1 項第 9 号にもとづき、申立てを不受理とした。

- (1) 本件の争点は、昭和 52 年に、申立人と保険会社との間において交わした手続が、従前の保険契約の保険金増額手続だったのか、それとも、従前の保険契約の解約及び新たな保険契約の締結だったのか、という点にある。
- (2) しかし、今から約 36 年前（昭和 52 年）の事実の認定は、当事者の反対尋問権が保障され（民事訴訟法 202 条、210 条参照）、宣誓した上での虚偽の陳述には、証人については偽証罪（刑法 169 条）、当事者については過料（民事訴訟法 209 条）の制裁が課される、裁判所（訴訟）における証拠調べ手続により行うことが適当であり、そのような制度（手続）がない裁判外紛争解決機関である当審査会において行うことは著しく困難である。
- (3) また、申立人は、誰かが関係書類を偽造したものである、と主張しているが、偽造の有無を認定するためには、（関係書類が保存されていれば）筆跡鑑定も必要となる可能性があり、裁判外紛争解決機関である当審査会は鑑定の制度（手続）もない。いずれにしても、今から約 36 年前の事実の認定は、著しく困難であって、裁判外紛争解決機関である当審査会の能力、役割を超えるものである。